

議長交際費の支出及び公表に関する取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、市議会の円滑な運営を図るために、議長等が市議会を代表し外部の個人又は団体と交際する上で必要な経費（以下「議長交際費」という。）を支出する際の基準及びその公表に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(議長交際費の項目、適用の範囲及び支出額)

第2条 議長交際費の項目、適用の範囲及び支出額は別表1のとおりとする。

2 議長交際費のうち、弔慰金の適用の範囲及び支出額は別表2のとおりとする。

(議長交際費の公開)

第3条 議長交際費の使途は市ホームページ及び市役所本庁1階行政資料コーナーにおいて公開するものとする。

(公開する情報)

第4条 公開する情報は、次に掲げるものとする。

(1) 支出項目

(2) 支出年月日

(3) 支出内容

(4) 支出額

2 前項各号に掲げる情報のうち個人情報の保護のため特に必要と認められる場合には、その全部又は一部を公表しないことができる。

(公開の時期)

第5条 市ホームページ及び市役所本庁1階行政資料コーナーにおける公開は、毎年6月、9月、12月及び翌年3月の末日における四半期ごとの議長交際費をそれぞれ翌月15日までに公開するものとする。

(議長交際費の見直し)

第6条 議長交際費の項目、適用の範囲及び支出額については、社会状況の変化を考慮し、適宜見直すものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年7月1日から施行し、平成20年4月1日以降に支出した議長交際費について適用する。

(議長の交際費の支出に関する取り扱い要領の廃止)

2 議長の交際費の支出に関する取り扱い要領（平成16年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条)

項 目	適用の範囲		支出額
1 弔慰金	別表 2 のとおり、葬儀等における香典、供花等に要する経費		別表 2 のとおり
2 会費・祝金	関係機関又は各種団体の式典、落成式、総会、懇親会等の行事等に参加する際に必要な経費。 なお、叙勲については、市民であることを原則とするが、議員(元議員)にあつては印西市選出区の者を対象とし、印西市政に功績のあった市外の者については担当部等と協議すること。		(1) 5,000円から10,000円 (2) 会費制の場合は会費額 (3) 近隣市と調整が必要な場合は調整した額 (4) 欠席の場合は必要に応じ祝電対応する
3 見舞金	市議会と関係する官公署等の長、国・県・市等の議員(元職を含む)、行政委員会の委員、各種審議会等の委員や各種団体の長等、市議会及び市政に深く関わりのある者が、原則として7日以上入院又は1ヶ月以上の自宅療養を要する場合の見舞金で特に必要と認められるもの。ただし、一般職の公務員には支出しない。		10,000円
4 その他	ア 接遇費	市議会運営上必要な懇談等に要する経費	社会通念上適当と認められる金額
	イ 交際物品費	記念品・手土産代など	〃
	ウ 激励金	大会等へ出場する個人又は団体への激励金で特に必要と認められるもの	〃
	エ その他	上記に属さないもので議長が特に必要と認めたもの	〃

別表 2 (第 2 条)

別表 1 に掲げる弔慰金の適用の範囲及び支出額								
区 分 対 象		本 人			配偶者・実義親・子等			備考
		香典	生花又は花環 (※1)	弔電 (※2)	香典	生花又は花環 (※1)	弔電 (※2)	
議員関係	印西市議会議員	10,000円	○	◎	10,000円	○	◎	※3
	地元選出国会議員・県議会議員	10,000円	△	◎	10,000円	△	◎	
	北総地区市議会議員及び隣接市町議会議員	10,000円	△	◎	10,000円	△	◎	
	(元) 印西市議会議員	10,000円	○	◎	—	—	—	—
	(元) 地元選出国会議員・県議会議員	10,000円	△	◎	—	—	—	—
特別職勤	市長・副市長・教育長	10,000円	○	◎	10,000円	○	◎	※3
	(元) 市長・副市長・教育長	10,000円	○	◎	—	—	—	—
市近町長隣	北総地区の市長及び隣接市町長	10,000円	△	◎	10,000円	△	◎	※3
行政委員会	教育委員	10,000円	○	◎	10,000円	○	◎	
	農業委員会委員	10,000円	○	◎	10,000円	○	◎	
	監査委員	10,000円	○	◎	10,000円	○	◎	
	選挙管理委員会委員	10,000円	○	◎	10,000円	○	◎	
市民関係	各種審議会等委員	10,000円	○	◎	—	—	—	—
	各種団体等の長	10,000円	○	◎	—	—	—	—
学校	小・中学校校長	10,000円	○	◎	—	—	—	—
職員	職員（7級以上）	10,000円	○	◎	—	—	◎	—
上記以外		議長と協議し上記の範囲内で対応						

[注釈]

※1 △印…生花又は花環については、他市町村との調整による。

生花又は花環は1基、金額は社会通念上妥当と認められる範囲内とする。

※2 ◎印…弔電について、参列した場合は不適用とする。

※3 同居以外の実義親・子等については、その都度協議する。